

I 投開票速報の概要

県委員会は、総選挙及び国民審査の結果を速やかに選挙人に知らせるため、市町委員会の協力のもとに、報道機関に対して速報を行うものとする。

1 速報の内容

(1) 小選挙区

速報の種類	区分	速報指定時刻	県委員会発表時刻	発表の方法
投票状況中間		9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、20時 (別表第1による)	各速報指定時刻の30分後 (20時現在については21時まで)	印刷 (第1号様式)
投票状況確定		確定次第直ちに	23時頃 (確定次第発表する)	印刷 (第2号様式の1) (その1)・(その2)
開票状況中間		21時30分(1回目) 21時50分(2回目) 以後30分間隔 (別表第2による)	各速報指定時刻の30分後	印刷 (第3号様式)
開票状況確定		確定次第直ちに	確定市町につき中間速報にあわせて。 小選挙区ごとの全市町確定後速やかに	印刷 (第4号様式)

(2) 比例代表

速報の種類	区分	速報指定時刻	県委員会発表時刻	発表の方法
投票状況確定		確定次第直ちに	23時頃 (確定次第発表する)	印刷 (第2号様式の2) (その1)・(その2)
開票状況確定		確定次第直ちに	○市町からの確定速報を取りまとめて、22時に総務省に速報の後、中間状況発表 (以後1時間後ごと) ○全市町確定分を総務省に速報の後、確定状況を発表	印刷 (第5号様式)

(3) 国民審査

速報の種類	区分	速報指定時刻	県委員会発表時刻	発表の方法
投票状況確定		確定次第直ちに	23時頃 (確定次第発表する)	印刷 (第2号様式の3) (その1)・(その2)
開票状況確定		確定次第直ちに	全市町確定後速やかに	印刷 (第6号様式)

2 速報の方法等

(1) 投票状況中間速報（小選挙区）

- ① 市町委員会は、直接県委員会に、小選挙区投票状況中間速報時刻表（別表第1。P6）に定める時刻に、パソコンネットワークにより投票状況の速報を行うこと。
- ② 速報担当者は、速報指定時刻の時間内に送受信できるように体制を整えておくこと。

(2) 投票状況確定速報（小選挙区、比例代表、国民審査）

- ① 市町委員会は、直接県委員会に、確定次第直ちにパソコンネットワーク及びファクシミリにより、速報を行うこと（第2号様式。P14）。
- ② 速報担当者は、速やかに送受信ができるよう体制を整えておくこと。

(3) 開票状況中間速報（小選挙区）、開票状況確定速報（小選挙区、比例代表、国民審査）

- ① 市町委員会は、直接県委員会に、パソコンネットワーク及びファクシミリにより、次のとおり速報を行うこと。

	開票状況中間速報	
	パソコンネットワーク・ファクシミリ	パソコンネットワーク・ファクシミリ
小選挙区	小選挙区開票状況中間速報時刻表（別表第2。P9）により行うこと	確定次第直ちに行うこと
比例代表		
国民審査		

- ② 速報担当者は、速報指定時刻の時間内に送受信ができるよう体制を整えておくこと。
- ③ ファクシミリによる速報に使用する様式については、次のとおりとする。

	開票状況中間速報	開票状況確定速報
小選挙区	小選挙区開票状況中間速報票 (第3号様式、P15～17)	小選挙区開票状況確定速報票 (第4号様式、P18～20)
比例代表		比例代表開票状況確定速報票 (第5号様式、P21)
国民審査		国民審査開票状況確定速報票 (第6号様式、P22)

- ④ 市町委員会の速報担当者は、開票状況確定速報の報告後においても、県委員会からの連絡があるまでは待機していること。

(4) その他

県委員会において受信するファクシミリ 5台（代表方式）
代表番号 087-835-8544
市町委員会は、あらかじめ短縮ダイヤルとして登録する等の準備をしておくこと。

別表第 1

小選挙区

投票状況中間

速報時刻表（指定時刻）

受信方法	回		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	市町番号	市町名	指定時刻											
パソコン 電話 (087-832-3094)	1-1	高松市(第1)	9:00 ～ 9:10	10:00 ～ 10:10	11:00 ～ 11:10	12:00 ～ 12:10	13:00 ～ 13:10	14:00 ～ 14:10	15:00 ～ 15:10	16:00 ～ 16:10	17:00 ～ 17:10	18:00 ～ 18:10	19:00 ～ 19:10	20:00 ～ 20:10
	1-2	高松市(第2)												
	2-1	丸亀市(第1)												
	2-2	丸亀市(第2)												
	3	坂 出 市												
	4	善通寺市												
	5	観音寺市												
	6	さぬき市												
	7	東かがわ市												
	8	三豊市												
	9	土庄町												
	10	小豆島町												
	11	三木町												
	12	直島町												
	13	宇多津町												
	14	綾川町												
	15	琴平町												
	16	多度津町												
	17	まんのう町												
県 委 員 会 発 表 時 刻			9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30	19:30	21:00 までに

注 20時現在についても必ずしも確定数にとらわれることなく、指定時間内に速報が完了するよう準備しておくこと。

Ⅱ 投票状況速報

- 1 投票状況中間速報（小選挙区）
市町委員会は、標準的な 2 投票区（ただし、高松市は第 1 区で 3 投票区、第 2 区で 2 投票区、丸亀市は小選挙区毎に 2 投票区。原則として従来の抽出投票区とする。）を抽出して、小選挙区の投票状況をパソコンネットワークにより県委員会に速報すること。
- (1) 速報事項
小選挙区の投票状況をパソコンネットワークにより県委員会に速報すること。
- (2) 速報指定時刻
小選挙区投票状況中間速報時刻表（別表第 1。P6）による。
- (3) 発 表
県委員会は、小選挙区投票状況中間速報集計表（第 1 号様式。P23～24）により集計し、各速報指定時刻の 30 分後に抽出投票区の平均投票率を、20 時現在については 1 時間以内に県全体の推計投票率を、それぞれ発表する。
- (4) 速報後に異動が生じた場合
市町委員会は、投票状況中間速報に異動が生じたときは、直ちに県委員会に電話連絡を行い、県委員会の指示する方法で訂正報告を行うこと。（基本的には、パソコンネットワークを修正した後、確認のため速報票（FAX票）（修正用様式。P13）に見え消し修正し、FAXで送信する。）
この場合の電話は、087-832-3094を使用すること。
また、県委員会は、報道機関に理由を説明する必要があることから、修正理由を報告すること。
※令和 5 年県議選から、投票状況中間速報の速報票（FAX票）は廃止しておりますが、異動が生じた場合は、目視での確認のため速報票（FAX票）（修正用様式。P13）の見え消しを送信していただきます。
※県委員会の報道提供前の修正であれば、特に速報票（FAX票）での修正を求めない場合があります。

2 投票状況確定速報（小選挙区、比例代表、国民審査）

市町委員会は、小選挙区、比例代表及び国民審査の投票状況確定結果をとりまとめ、パソコンネットワーク及びファクシミリにより報告すること。

(1) 速報事項

投票状況確定速報票（第2号様式、P14）のとおり。

(2) 速報指定時刻等

確定後、パソコンネットワーク及びファクシミリにより、直ちに速報を行うこと。

(3) 発表

県委員会は、小選挙区、比例代表、国民審査ごとに、投票状況確定速報集計表（第2号様式の1（その1・その2）、第2号様式の2（その1・その2）、第2号様式の3（その1・その2）、P25～30）により集計し、それぞれ23時までに発表するものとする。

(4) 速報後に異動が生じた場合

市町委員会は、投票状況確定速報に異動が生じたときは、直ちに県委員会に電話連絡を行い、県委員会の指示する方法で訂正報告を行うこと。（基本的には、パソコンネットワークを修正した後、送信した速報票（FAX票）の修正箇所にも二重線をし、修正後の数値を手書きし、FAXで送信する。）

この場合の電話は、087-832-3092を使用すること。

また、県委員会は、報道機関に理由を説明することから、修正理由を報告すること。

※ 基本的に修正を行わないように、パソコンネットワーク及びファクシミリに入力後、確認をしてから送信すること。

(5) その他

市町委員会からなされた速報の内容に関して県委員会から電話照会することもあるので、市町委員会の速報担当者は、投票状況確定速報の報告を終えた後も待機しておくこと。

※ 市町委員会における報道機関への投票状況の発表は、県委員会への報告終了後に、当該報告分について発表することは差し支えないが、報告前の発表（個別取材を含む。）は行わないよう注意すること。

また、県委員会への報告終了後、当該報告分について、報道機関からその写しを求められるケースが考えられるため、可能な範囲で便宜を図ること。

III 開票状況速報

1 開票状況中間速報（小選挙区）

市町委員会は、パソコンネットワーク及びファクシミリにより、開票状況を報告すること。

(1) 速報事項

小選挙区開票状況中間速報票（第3号様式、P15～17）のとおり。

(2) 速報指定時刻等

小選挙区開票状況中間速報時刻表（別表第2、P9）による。

(3) 発表

県委員会は、小選挙区開票状況中間及び確定速報集計表（第3号様式、P31～33）により集計し、各速報指定時刻の30分後に発表する。

(4) 速報後に異動が生じた場合

市町委員会は、開票状況中間速報に異動が生じたときは、直ちに県委員会に電話連絡を行い、県委員会の指示する方法で訂正報告を行うこと。（基本的には、パソコンネットワークを修正した後、送信した速報票（FAX票）の修正箇所にも二重線をし、修正後の数値を手書きし、FAXで送信する。）

この場合の電話は、087-832-3097を使用すること。

また、県委員会は、報道機関に理由を説明することから、修正理由を報告すること。

※ 基本的に修正を行わないように、パソコンネットワーク及びファクシミリに入力後、確認をしてから送信すること。

2 開票状況確定速報（小選挙区、比例代表、国民審査）

（１）開票状況確定速報（小選挙区）

小選挙区の開票が終了した市町委員会、パソコンネットワーク及びファクシミリにより小選挙区の開票状況確定速報を行う。

- ①速報事項
小選挙区開票状況確定速報票（第４号様式 P18～20）のとおり。

- ②速報指定時刻等
確定後、パソコンネットワーク及びファクシミリにより直ちに速報を行うこと。

- ③発表
県委員会は、小選挙区ごとの全市町が確定次第、小選挙区別の小選挙区開票状況確定速報集計表（第４号様式、P34～36）により集計し、発表する。

（２）開票状況確定速報（比例代表）

比例代表の開票のみとし、比例代表の開票が終了した市町委員会は、パソコンネットワーク及びファクシミリにより開票状況確定速報を行うものとする。

- ①速報事項
比例代表開票状況確定速報票（第５号様式、P21）のとおり。

- ②速報のタイミング
確定後、パソコンネットワーク及びファクシミリにより直ちに速報を行うこと。

- ③発表
＜中間開票状況＞
市町からの確定速報を取りまとめて、22時に総務省に報告した後、比例代表開票状況確定速報集計表（第５号様式、P40）を印刷物により発表する。（以後１時間ごと）

- ＜開票結果＞
全市町の確定速報を総務省に報告した後、比例代表開票状況確定速報集計表（第５号様式、P40）により発表する。

（３）開票状況確定速報（国民審査）

国民審査の開票状況の速報は、確定速報のみとし、国民審査の開票が終了した市町委員会は、パソコンネットワーク及びファクシミリにより開票状況確定速報を行うものとする。

- ①速報事項
国民審査開票状況確定速報票（第６号様式、P22）のとおり。

- ②速報のタイミング
確定後、パソコンネットワーク及びファクシミリにより直ちに速報を行うこと。

- ③発表
県委員会は、全市町が確定次第、国民審査開票状況確定速報集計表（第６号様式 P42）により集計し、発表する。

（４）その他

小選挙区、比例代表及び国民審査の確定速報が終わった市町委員会については、以後の速報は打ち切るものとするが、市町委員会の速報担当者は、県委員会からの連絡があるまでは待機していること。

※ 市町委員会における報道機関への開票状況の発表は、県委員会への報告終了後に、当該報告分について発表することは差し支えないが、報告前の発表（個別取材を含む。）は行わないよう注意すること。

また、県委員会への報告終了後、当該報告分について、報道機関からその写しを求められるケースが考えられるため、可能な範囲で便宜を図ること。

別表第2

小選挙区 開票状況中間 速報時刻表（指定時刻）

受信方法	回 市町番号 市町名 指定時刻		1	2	3	4	5	6	7	8	9	12
			21:30	21:50	22:20	22:50	23:20	23:50	0:20	0:50	1:20	1:50
パソコン及びFAX 電話 (087-832-3094)	1-1	高松市(第1)	21:30 ～ 21:33	21:50 ～ 21:53	22:20 ～ 22:23	22:50 ～ 22:53	23:20 ～ 23:23	23:50 ～ 23:53	0:20 ～ 0:23	0:50 ～ 0:53	1:20 ～ 1:23	1:50 ～ 1:53
	9	土庄町										
	10	小豆島町										
	12	直島町										
	1-2	高松市(第2)										
	2-2	丸亀市(第2)										
	3	坂出市										
	6	さぬき市										
	7	東かがわ市										
	11	三木町										
	13	宇多津町										
	14	綾川町										
	2-1	丸亀市(第1)										
	4	善通寺市										
	5	観音寺市										
	8	三豊市										
	15	琴平町										
	16	多度津町										
	17	まんのう町										
県委員会発表時刻			22:00	22:20	22:50	23:20	23:50	0:20	0:50	1:20	1:50	2:20

IV 投開票速報体制

総 括

速報事務の指揮

渉 外

報道機関との連絡

選挙班

開票事務等に関する質疑応答
結果報告の検収
総務省への速報

パソコン処理総括班

パソコンシステムの管理
総務省への速報

投票状況・国民審査開票状況集計班

受信データの管理・調整
投票状況の集計
国民審査開票状況の集計

小選挙区開票状況集計班

受信データの管理・調整
小選挙区開票状況の集計

比例代表開票状況集計班

受信データの管理・調整
比例代表開票状況の集計

審査班

受信状況の進行管理・督促
ファクシミリ受信票の審査
集計結果の審査

整理班

ファクシミリ受信票の分類及び審査班への送付
速報資料の印刷
発表済資料の分類・保管

